

原発避難者特例法に基づく要介護認定等に関する事務処理について

1. 指定市町村から避難先市区町村への避難住民に関する情報の通知

避難住民に係る事務を避難先市区町村が処理するためには、原発避難者特例法に基づき告示された指定市町村(注1)から避難先市区町村へ避難住民の情報(注2)を通知する必要がある。

当該通知は、福島県と避難先の都道府県を介して行われることになっており、具体的には、毎月1回、福島県が指定市町村の直近の避難住民の情報をとりまとめ、避難先都道府県を経由して避難先市区町村へ通知される。

このため、別途、指定市町村から避難先市区町村へ事務処理を依頼する必要はない。

(注1)いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、
双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

(注2)避難住民の氏名、生年月日、性別、住所及び避難場所

2. 避難先市区町村が事務を処理する場合の流れ

(1)要介護認定(要支援認定も含む。)について(別紙参照)

- ① 避難先市区町村は、避難住民からの要介護認定の申請を受理し、避難住民に係る介護保険の資格の有無を指定市町村に確認する。
- ② 避難先市区町村は、申請者について、自市町村の住民と同様の手続きにより、要介護認定をする。
- ③ 避難先市区町村は、要介護認定をしたときは、その結果を避難住民に通知する。
- ④ 避難先市区町村は、認定調査票や主治医意見書等の関係書類(注3)の写しを指定市町村へ送付する。
(注3)要介護認定申請書、認定調査票、主治医意見書、一次判定結果、要介護認定結果通知、審査会議事録 など
- ⑤ 指定市町村は、被保険者証を避難住民に発行する。
- ⑥ 指定市町村は、認定支援ネットワークにより要介護認定情報を厚生労働省へ送信する。また、受給者台帳情報を国民健康保険連合会へ送付する。

(2)介護予防等のための地域支援事業について

避難先市区町村は、その住民及び避難住民に対して介護予防等のための地域支援事業を実施する。

3. 避難先市区町村が事務を実施する場合の費用負担について

原発避難者特例法に基づく要介護認定等に関する事務処理により避難先市区町村において新たに生じる費用負担については、国において必要な財政上の措置が講じられることとなっている。財政措置に関する詳細は、避難先市区町村における財政主管課にご照会いただきたい。なお、平成24年度においては特別交付税措置が講じられている。

また、避難先市区町村における地域支援事業に関する事務処理に要する経費のうち国負担分については、平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知「地域支援事業交付金の交付について」に基づく国庫負担の対象経費となるので、避難先市区町村において計上する。

(参考) 避難住民に係る地域支援事業に関する事務処理に要する経費の財政措置について(平成24年度)

- ・国庫負担分 : 地域支援事業交付金にて対応
- ・都道府県負担分 : 特別交付税にて対応
- ・市町村負担分 : 特別交付税にて対応
- ・介護保険料 : (1号保険料) 特別交付税にて対応
(2号保険料) 社会保険診療報酬支払基金からの地域支援事業支援交付金にて対応